

提案書の募集について

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	平成30年度ひとり親家庭夜間休日電話相談事業委託
業務の仕様等	別添「平成30年度ひとり親家庭夜間休日電話相談事業委託仕様書」及び「平成30年度ひとり親家庭夜間休日電話相談事業委託に係る公募型プロポーザル募集要項」とおり（以下「募集要項」という。）
契約期間 （または履行期限）	平成30年4月1日～平成31年3月31日
業務実施要件	<p>提案できる者は、次の要件を全て満たす事業者、NPO法人等の単独団体、または複数の団体が共同する共同事業体とする。なお、共同事業体の場合は、その全ての構成員が次の要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。 2 神奈川県の名指停止措置を受けていないこと。 3 募集要項等に示す業務を履行する能力を有すること。 4 法人の目的（定款・会則等）において、ひとり親家庭への支援に関する内容が掲げられていること。 5 生活に関する悩みの相談や福祉等施策、相談窓口、関係機関等の情報提供を行う電話相談事業（平日夜間及び土日祝日を含め、年間350日以上実施）の実績があること。 6 ひとり親家庭のおかれた様々な状況について精通していること。 7 ひとり親家庭を専門に取り扱う電話相談事業の実務経験がある相談員を配置できること。 8 ひとり親家庭福祉をはじめとする福祉各種制度や関係機関について、熟知していること。 9 次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 ・暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。 ・暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。 ・神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の名等を神奈川県警本部に対して照会を行うことについて同意できること。 ・過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。 ・6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。 ・債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。 ・事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。 10 共同事業体の場合は、共同事業体の構成員が単独団体又は他の共同事業体の構成員として、本事業のプロポーザルに重複して参加していないこと。
提案していただく内容	募集要項のとおり
審査会開催予定日	平成30年3月上旬（予定）
その他	<p>当該契約の相手方の決定の効果は、平成30年度予算発効時において効力を生じるものとします。</p> <p>上記審査会において、企画提案書類に基づくプレゼンテーションを行い、最も優れた提案をした者を決定します。実施日時については、別途通知いたします。</p>

- * 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の8%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
 なお、記載された見積額に当該見積額の8%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。
- * 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、次の担当所属あてに平成30年2月22日(木)までに「参加意思表明書等」を、平成30年3月1日(木)までに業務実施要件を満たしていることを確認できる書類を添付して、次の担当所属あて提案書の提出をしてください。
- * 上記の内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。
- * 県では、契約に係る県の予算執行の適性を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況の調査について調査を行うこととしています。
 また、契約期間の開始日に契約書を取り交わすことができなかった場合は、実際に記名押印を完了した日をもって契約締結日としています。このため、契約する際に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

なお、上記の内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

(契約の効力の遡及)

第〇〇条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第〇条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

- * なお、当該契約の相手方の決定の効果は、平成30年4月1日の平成30年度予算発効時において効力を生ずるものとします。

(担当所属名) 県民局次世代育成部 子ども支援課	(問合せ先) 推進グループ 石田 Tel 045-285-0728 (直通) Fax 045-210-8868
--------------------------------	--